

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、営業部技術職として就労していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、会社工場内において、ベルトコンベアーに右腕を作業着ごと巻き込まれ負傷し（以下「本件災害」という。）、同日、C医療機関を受診、「右上腕骨骨幹部骨折、右橈尺骨骨幹部骨折、右鎖骨骨幹部骨折、右橈骨神経麻痺」と診断され、同月○日、D医療機関に転医し、加療の結果、○年○月○日に治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、日常生活において硬性補装具が必要であり、また、主治医もこれを認めていることから、原処分は不適切である旨主張する。
- (2) この点、上肢装具については、これを必要とする障害（補償）給付の受給者もしくは受給見込みの者に対し、障害等級に関係なく、労働局の承認をもって支給するとされているところ、請求人についても、〇年〇月〇日付けで労働局が支給決定をしているところであり、当該硬性補装具の必要性については異論を挟むことを要しない。
- (3) もっとも、障害等級の認定と、硬性補装具支給の有無は関係なく、請求人の場合、〇年〇月〇日に右橈屈神経麻痺、前腕偽関節にて、腱移行手術を施行した結果、上腕骨骨癒合、橈尺骨遷延癒合となり、癒合不全がなくなったという経緯に鑑みると、当審査会としても請求人に残存する障害は障害等級第12級を超えるものではないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。